相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府豊中市山ノ上町四五番地一、最後の住所大阪府豊中市箕輪一丁目三番二四号
被相続人　亡　森　貢

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月二十一日
大阪市北区西天満四丁目八番一七号宇治電ビルディング一一階　はばたき綜合法律事務所　相続財産管理人　坂川　雄一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県倉敷市呼松二丁目五八〇番地、最後の住所岡山県倉敷市呼松二丁目一番三三号
被相続人　亡　中田　亘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月二十一日
岡山県倉敷市水島東常盤町二番四号
相続財産管理人　司法書士　藤田　裕之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県南国市大埇甲一六五八番地六、最後の住所高知県南国市後免町三丁目三番一号
被相続人　亡　高島　邦明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月二十一日
高知県南国市篠原一四〇三番地
相続財産管理人　瀬川　知穂

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府東大阪市南蛇草六番地、最後の住所高知県中村市
被相続人　亡　増田　松江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月二十一日
高知県四万十市中村大橋通六丁目七番九号
相続財産管理人　司法書士　矢野　誠

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県北九州市八幡西区大字藤田二二四三番地、最後の住所福岡県北九州市八幡西区小嶺二丁目五番一〇号
被相続人　亡　佐藤　輝雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月二十一日
福岡県北九州市小倉北区田町一四番二八号　ロイヤービル六階　ひびき法律事務所
相続財産管理人　弁護士　油布　剛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県南高来郡口之津町乙五三〇番地四、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　田口キヨ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月二十一日
長崎県島原市今川町一八五〇番地一　大手門ビル五階　有明ふまわり基金法律事務所
相続財産管理人　弁護士　大田　真和

債権申出の公告（第一回）

当組合規約型企業年金は、平成二十五年十一月一日に確定給付企業年金法第八十条第一項の認可により、同法第八十四条第一項の規定による規約型企業年金の終了の承認があったものとみなされましたので、当組合規約型企業年金に債権を有するものは本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年一月二十一日
京都府京都市南区吉祥院石原上川原町一一一
京都生活協同組合
規約型確定給付企業年金清算人
長瀬　英一

株券提出不能に対する異議申述公告

当社は、平成十九年五月二十三日を効力発生日として、旧株式会社ツバキ・ナカシマを完全子会社とする株式交換を実施いたしましたが、株式交換に際し、旧株式会社ツバキ・ナカシマの株券の提出を求めたところ、後記の株主から株券を提出できない旨の申し出がありました。つきましては、この株主に対して旧株券と引換でなしに新株券を交付することに異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年一月二十一日
奈良県葛城市尺土一九番地
株式会社ツバキ・ナカシマ
代表執行役　髙宮　勉

記

券別	枚数	記号	番号	名義人
七〇株券	一枚	一三未	六七八	船戸　省子
五〇株券	一枚	う	六二	船戸　省子
五〇株券	一枚	す	一三六	船戸　省子
一七株券	一枚	一五未	四四一	船戸　省子
九株券	一枚	一七未	一六四七	船戸　省子

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第9条第7項及び旅行業者営業保証金規則第9条第1項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第9条第3項及び旅行業者営業保証金規則第9条第2項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第1項及び旅行業者営業保証金規則第9条第3項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成27年1月21日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日（登録の抹消があった場合）　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

B　①希望旅行株式会社　②第3種旅行業　③東京都知事登録旅行業第3－6252号　④希望旅行株式会社　東京都大田区西蒲田五丁目18番地8号　代表取締役　朱基建　⑤本社営業所　東京都大田区西蒲田6丁目33－8月村マンションNo.26　803号室　⑥平成21年12月10日　⑧平成26年12月10日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都大田区西蒲田五丁目18番地8号　希望旅行株式会社　代表取締役　朱基建